

許認可等申請手続の簡素合理化に関する  
行政評価・監視結果に基づく勧告

平成14年3月

総務省

---

## 前書き

規制緩和や規制改革は、我が国の重要な経済政策課題として、これまで累次の閣議決定等により、取組がなされてきている。

許認可等に係る申請・届出等の手続については、国民の負担の大幅な軽減を図る観点から、平成9年2月10日に「申請負担軽減対策」が閣議決定され、申請・届出等の簡素化、電子化、ペーパーレス化などを迅速かつ強力に推進するものとされた。

また、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定)においては、具体的な規制制度の見直し視点として、1. 認可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行、2. 申請書類等の簡素化、3. 許認可等の審査基準の明確化、迅速化等が示されている。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成13年3月29日に決定した「e-Japan重点計画」に基づき、各府省は、所管法令等に係る申請・届出等手続のオンライン化のため、その実施時期の前倒し、簡素化等手続そのものの抜本的見直し及び事務処理の電子化という観点から、既存のプランを見直して新たに策定したアクション・プランにおいても、オンライン化に当たっては、個別手続に係る事務処理の方法、添付書類等、手続の内容そのものの抜本的見直しを行うこととされた。

この行政評価・監視は、これらの状況を踏まえ、許認可等に係る申請・届出等の手続について、申請者の負担軽減及び行政事務の簡素合理化の観点から、その実態等を調査し、規制改革の一層の推進に資するため実施したものである。

## 目次

- 1 申請書等の記載事項及び添付書類の見直し
- 2 申請書等及び添付書類の提出方法等の見直し
- 3 許認可等の処理の適正化・迅速化

### 1 申請書等の記載事項及び添付書類の見直し

許認可等に係る申請・届出等手続における申請書、届出書、報告書等(以下「申請書等」という。)については、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において、1. 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠のものに限る、2. 添付書類は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る、3. 変更申請についての申請書等の記載事項及び添付書類は変更事項に関するものに限定する等の指針が示されている。

また、「押印見直しガイドライン」(平成9年7月3日事務次官等会議申合せ)におい

て、1. 記名に押印を求めている場合においては、押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよいこととする、2. 記名のみでよいこととされる文書以外の文書についても、できるだけ記名押印又は署名のいずれかでよい選択制とし、押印の義務付けを廃止する等の方針が示されている。

一方、申請・届出等の中には、申請者等である法人の代表者等の役員が心身の故障等のために職務の遂行に支障が生じることを防止する観点から、申請者等が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないことという規定(以下「欠格条項」という。)が設けられているものがあり、これらの手続において、当該処分等を行う行政庁において申請者等が欠格条項に該当しないことを確認するため、官公署の証明書類を求めているものがある。

今回、許認可等に係る申請書等の記載事項及び添付書類について調査した結果、次のとおり、その見直しを図る余地のあるものがみられた。

1. 申請書等の記載事項として、法律、政令、省令、告示又は通達(以下「法令等」という。)に定めのない事項が記載された申請書等をそのまま受理しているものや、法令等に定めはあるが審査に必要でない事項についてまで記載を求めているもの(4法律3事項)
2. 添付書類について、法令等に定めのない書類の提出を求めているものや、法令等に定めはあるが、審査に必要不可欠とはいえない書類や不必要な事項の記載を求めているもの(6法律7事項)
3. 変更申請において、申請書等に変更に関係しない事項について記載を求めたり、法令等に定めのない事項を記載した申請書等をそのまま受理等しているものや、添付書類として変更事項に関係しない書類の提出を求めているもの(2法律4事項)
4. 類似の申請書等では、記名押印又は署名のいずれかでよいこととされているが、申請書等に記名押印を求めていたり、不要な押印があるものをそのまま受理等しているものや、本省庁では記名押印は不要であるとしているが、当該事務を行う行政庁では記名押印を求めているもの(7法律5事項)
5. 申請書等の様式が、。)当該事務を行う行政庁の間で区々となっているもの、。)A判ではなくB判の規格となっているもの、。)ワンライティングによる複写式となっているため、パソコン等の機器による入力・作成が困難となっているもの(3法律4事項)
6. 法人の代表者等役員について欠格条項に該当しない旨の官公署の証明書類として、戸籍謄(抄)本又は本籍地の市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が発行する成年後見登記事項証明の二種類の証明書類を求めているもの(13法律23事項)

したがって、関係府省は、申請書等の記載事項及び添付書類について、申請者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1. 申請書等の記載について、法令等に定めのない事項を記載したものについては、窓口において、記載が不要な旨申請者等に対して教示すること。また、審査に必要でない事項の記載は求めないこと。(金融庁、総務省、国土交通省)
2. 添付書類について、法令等に定めのない書類の提出は求めないこと。また、法令等に定めのある書類又はその記載事項で審査に必要不可欠とはいえないものについては、簡素化を図ること。(金融庁、財務省、厚生労働省、国土交通省)
3. 変更申請において、記載事項は変更該当するものに限定するとともに、法令等に定めのない事項を記載した申請書等については、窓口において、記載が不要な旨申請者等に対して教示すること。また、添付書類は、変更の審査に必要なものに限定すること。(総務省、国土交通省)
4. 申請書等に記名押印を求めているものについては、記名のみ又は署名によるものを認めるよう見直すとともに、不要な押印があるものについては、窓口において、押印が不要な旨教示すること。また、記名押印が不要であるにもかかわらず、これを求めている行政庁に対して、記名押印を求めないよう指導すること。(金融庁、厚

生労働省、国土交通省)

5. 申請書等の様式について、。)同じ事務を行う行政庁間で区々となっているものについては、様式の統一化を図ること、。)用紙規格のA判化を図ること、。)パソコン等の機器による入力・作成が困難なものについては、パソコン等の機器による入力・作成ができる様式に見直すこと。(厚生労働省、農林水産省、国土交通省)
6. 法人の代表者等役員について欠格条項に該当しない旨の官公署の証明書類として、戸籍謄(抄)本又は市区町村長が発行する身分証明書及び東京法務局が発行する成年後見登記事項証明書を求めているものについては、法令等の執行上支障のない範囲において簡便な方法を導入することについて検討すること。(金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

## 2 申請書等及び添付書類の提出方法等の見直し

申請・届出等手続における申請書等及び添付書類の提出については、申請負担軽減対策において、1.既に保有している資料と同種のものについては提出を求めない、2.同一人が行う同種の複数の申請については一括申請を認める、3.複数の法令に基づく同種の申請等の相互活用によって、一方の申請等を免除すること等により申請者等の負担を軽減するとされている。

今回、申請書等及び添付書類の提出方法等について調査した結果、次のとおり、その見直しを図る余地のあるものがみられた。

1. 更新又は継続の申請時に位置図、実測図等や提出済み関係書類の写しの提出を求めているもの(3法律3事項)
2. 同一人が行う一連の申請手続において、記載事項が重複したり、添付書類として同じものを求めているものや、事業所の所在地を管轄する行政庁ごとに同一内容の届出、報告を求めているもの(4法律5事項)
3. 同一人が行う同種の申請・届出等において、相互の活用が可能であるにもかかわらず、法令等ごとに同種の申請書等の書類の提出を求めているもの(5法律2事項)
4. 申請書等の書類について、法令等に定める部数を超え又は審査に必要な部数を超える部数の提出を求めているものや、提出部数が行政庁間で区々となっているもの(6法律6事項)
5. 申請又は許可証等の交付について、郵送で行えるにもかかわらず、郵送による受付又は交付を認めず、行政庁への出頭を求めているものや、郵送による交付が可能である旨の周知が不十分なため、申請者が出頭して交付を受けているもの(4法律4事項)
6. 法人の代表者以外の代理者による申請・届出等を認めていないものや、包括委任された代理者による届出の際、その届出者である代表者の委任状の提出を求めているもの(2法律2事項)

したがって、関係府省は、申請書等の書類の提出方法等について、次の措置を講ずる必要がある。

1. 更新又は継続申請の際に位置図や実測図等の提出を求めているものについては、これを提出させなくても必要事項を確認できる方策を講ずること。また、提出済みの関係書類の写しの提出を求めているものは、保有する書類を活用し、提出を求めないこと。(農林水産省、国土交通省)
2. 同一人が行う一連の申請手続については、記載事項の省略、添付書類の廃止等簡素化について検討すること。また、同一内容の届出、報告を事業所の所在地を管轄する行政庁ごとに求めているものについても、一括した届出等として取り扱うことなど同様の検討を行うこと。(金融庁、財務省、厚生労働省)
3. 同一人が行う同種の申請・届出等については、申請書等の相互活用を図り、一方の申請書等の提出を免除するような方策を検討すること。(金融庁、厚生労働省)
4. 申請書等の提出部数については、法令等の定めを超えて求めないこと。また、審査に必要な部数を超える部数の提出を求めているものについては、その削減を図ることについて検討すること。(金融庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

5. 申請及び許可証等の交付について、郵送で行えるものについては郵送による方法を認めること。また、郵送による交付を認めているものについては、その旨周知を図ること。(総務省、厚生労働省、国土交通省)
6. 法人の代表者以外の代理者による許可申請を認めていないものは、代理者による申請を認めることについて検討すること。また、包括委任された代理者による届出については、届出者である代表者の委任状を求めないこと。(総務省、厚生労働省)

### 3 許認可等の処理の適正化・迅速化

許認可等の事務処理については、累次の閣議決定等において不断の見直しが求められており、また、平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」においては、1. 審査基準の明確化、簡素化、2. 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行、3. 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化等の視点に沿って、規制の撤廃・緩和、運用の見直し等を推進するとの方針が示されている。

許認可等の有効期間については、申請負担軽減対策において、有効期間を見直すとともに、有効期間を設定する必要のある場合であっても長期とするなどの指針が示されている。

また、行政手続法(平成5年法律第88号)では、1. 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるものとする、また、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない、2. 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めなければならないとされている。

今回、許認可等の事務処理状況を調査した結果、次のとおり、その見直しを図る余地のあるものがみられた。

1. 標準処理期間の設定が可能とみられるにもかかわらず、設定されていないものや、審査期間が標準処理期間を上回っているもの(2法律2事項)
2. 一括して申請できる対象区域が制限されており、その区域設定の合理的な根拠が明確になっていないもの(1法律1事項)
3. 自動更新の取扱いが認められているにもかかわらず、改めて申請の手続を求めているものや、従前の占用期間が終了し、引き続き占用申請する場合、新規申請として処理しているところや変更申請として処理しているところがあるなど、行政庁間で取扱いが区々となっているもの(2法律2事項)
4. 同じ技術基準が適用され、構造上も同種である設備の設置について、設置者が単独の場合は届出等の手続が不要であるにもかかわらず、特定の者と共同で設置する場合は事前届出が必要であるもの(1法律1事項)
5. 許可期限等に関する統一的な基準が設定されていないため行政庁による許可の有効期限が区々となっているものや、地方公共団体の内規により許可期間が法令等の上限よりも短く設定されているもの(2法律2事項)
6. 同一法令の類似の報告と比べてその利活用が同程度であるにもかかわらず、報告周期が短いもの(1法律1事項)
7. 関係機関等による定例会議の際に提出された資料等を活用することにより届出を省略できる余地のあるもの(1法律1事項)
8. 行政庁等の名称変更に伴い、変更認可申請が必要となるもの(1法律1事項)

したがって、関係府省は、許認可等の事務処理について、申請者の負担軽減及び行政事務の適切かつ円滑な実施を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

1. 標準処理期間が設定されていないものについては、審査期間の実態を把握した上で、標準処理期間を設定すること。また、審査に長期を要しているものについては、標準処理期間内の処理が可能となる措置を講ずること。(金融庁、厚生労働省)
2. 一括して申請できる対象区域が制限されているものについては、その設定根拠

- の明確化を図るとともに区域の拡大について検討すること。(厚生労働省)
3. 自動更新の取扱いが認められている手続については、その積極的活用を図るよう行政庁を指導すること。また、従前の占用期間が終了し、引き続き占用申請を受ける場合の取扱いが行政庁間で異なっているものについては、取扱いの統一について検討すること。(農林水産省、国土交通省)
  4. 事前届出を課している手続のうち、脱法的に運用される可能性が低いものについては、事後届出への移行等届出者の負担軽減について検討すること。(総務省)
  5. 許可期限等に関する基準が設定されていないものについては、許可期限等に関する統一的な基準を策定すること。また、地方公共団体の内規で許可期間が法令等の上限よりも短く設定されているものは、法令等に則した期間となるよう当該地方公共団体に対して協力を求めること。(国土交通省)
  6. 報告の周期が類似のものに比べて短いものについては、周期の延長を図ること。(総務省)
  7. 関係機関等による会議の資料等により把握している届出事項については、当該資料等の活用を図り、省略を図ること。(国土交通省)
  8. 行政庁等の名称変更に伴う変更事項については、変更認可申請によらず、届出とするなど手続の簡素化を図ること。(金融庁)